無料・先着６０棟限定

『わが家の専門家診断（無料耐震診断）』

**～　申 込 み 受 付 中　～**

平成７年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の８割以上が建物の

倒壊による圧死でした。その際には、昭和５６年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。

**吉田町では、昭和５６年５月３１日以前に建てられた木造住宅を対象に専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による耐震診断を無料で行っています。受付は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。**

耐震補強はリフォームのときがチャンス。まずは、就寝中の地震による住宅の倒壊から命を守る寝室等の補強から始めましょう。家具の転倒防止も合わせて行いましょう。

[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/01.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/03.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/04.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/05.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/06.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/07.html)[](http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/antiearthquake/house/08.html)

担当　吉田町役場都市環境課（都市計画部門）電話　33-2161

キ　　リ　　ト　　リ

無 料 耐 震 診 断 申 込 書

わが家の専門家（耐震）診断に申し込みます。　　　令和6　年　 月 　日

|  |
| --- |
| 世帯主氏名 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 | 電話番号 |
| 吉田町 |  |

**≪アンケートにお答えください≫**

Ｑ１　過去に行政の無料耐震診断を受けたことがある　（　はい　・　いいえ）

Ｑ２　昭和56年5月以前に建てられた住宅である　（　はい　・　いいえ）

Ｑ３　木造の住宅である　（　はい　・　いいえ　）

Ｑ４　耐震診断を行う際に希望する耐震補強相談士はいますか？

　　（　あり　・　なし　）　⇒ありの場合補強相談士（建築士）名（　　　　　　　　　）

※　お申込みの際は、この申込書を吉田町役場都市環境課まで持参又はFAX（33-0362）にてご提出ください。

※　申し込み後、静岡県耐震補強相談士（建築士）から訪問日等について連絡いたします。

※　本事業は、吉田町が（公社）静岡県建築士会に委託して実施しています。つきましては、申込内容について（公社）静岡県建築士会と共有いたします（個人情報の取扱いに十分配慮いたします）。